

令和5年12月1日

デイケア信成苑
(通所リハビリテーション)

運 営 規 程

社会福祉法人 いなほ会

デイケア 信 成 苑

運 営 規 程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人いなほ会が開設するデイケア信成苑において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 デイケア信成苑は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 デイケア信成苑では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 デイケア信成苑では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

4 通所リハビリテーション提供にあたっては、介護保険法118条の2第2項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業の種類及び所在地等)

第4条 デイケア信成苑の種類及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 種類及び名称 : (通所リハビリテーション) デイケア信成苑
- (2) 開設年月日 : 平成3年2月1日
- (3) 所在地 : 沖縄県中頭郡中城村字添石363番地
- (4) 管理者名 : 山内和雄
- (5) 介護保険指定番号 : 4751280027

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	員数	職 務 の 内 容
管理者	1 人	施設の統括及び管理を行う
医 師	1 人	利用者の心身の状況に応じ医学的対応を行う
看護職員	1 人	利用者の健康・医療に関することを行う
リハビリテーション職員	1 人以上	日常生活を営むに必要な心身機能の維持・回復を目的としたリハビリテーションを通所リハビリテーション計画に基づきの実施する
介護職員	7 人以上	通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う
その他補助職	1 人以上	介護職員の周辺業務や施設清掃等を行う

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ・ 営 業 日 ：月曜日から土曜日までとする。（祝日は営業する。）
但し、原則として12月 31日から1月3日までは除く。
- ・ 営 業 時 間 ：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ・ サービス提供時間：午前9時45分から午後4時までとする。
但し、必要な場合は
通所リハビリテーション計画をもって時間調整を行うものとする。

（利用定員）

第7条 デイケア信成苑の定員は、40名とする。

（通所リハビリテーションの内容）

第8条 指定通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 1 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション
- 2 入浴サービス
- 3 食事の提供
- 4 居宅及び施設間の送迎
- 5 アクティビティサービス

(居宅サービスの利用料及び費用等)

第9条 第8条に規定する居宅サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担による居宅サービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる便宜の提供

3 前項第2号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項各号に規定する居宅サービスの提供にあたっては、利用者又は身元引受人(家族等)に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書による同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は中城村、北中城村、宜野湾市、沖縄市とする。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、年2回以上(内1回は夜間訓練)の避難訓練、救出訓練を行い、つねに災害等の発生、予防に万全を期すよう努める。

(衛生管理)

第12条 常に利用者の保健衛生を保持するため、水道設備、厨房設備等の設備の衛生管理、定期的な施設内外の消毒、医薬品及び備品の適正な管理を行う等、日常的に衛生管理に努める。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) デイケア信成苑における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) デイケア信成苑における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) デイケア信成苑において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(職員の服務規律)

第 13 条 職員は、関係法令及び別に定める社会福祉法人いなほ会の就業規則等の諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。

(秘密保持)

第 14 条 職員は、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

- 2 職員は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(身体の拘束等)

第 15 条 デイケア信成苑は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第 16 条 デイケア信成苑は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催すること。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 サービス提供中に職員又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに市町村及び保険者に通報する。

(業務継続計画の策定)

第 17 条 デイケア信成苑は、感染症や非常災害の発生において、ご利用者に対する指定通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該事業継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 デイケア信成苑は職員に対し、業務継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 デイケア信成苑は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 18 条 デイケア信成苑は、利用者に対する指定通所リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村及び保険者に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

2 デイケア信成苑は、利用者に対する指定通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償することとする。

(苦情解決の体制)

第 19 条 施設利用者からの苦情や相談については、苦情受付窓口を担当する職員を定めるなど体制を明確にし、苦情が受け入れやすく、迅速に誠意をもって解決できるよう努める。また、行政機関やその他の苦情受付機関も利用できるようにする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第 20 条 デイケア信成苑利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- ・喫煙は指定された場所です。
- ・火気の取扱いは防火に気をつける。
- ・施設の設備・備品は本来の用途にしたがって利用する。
- ・所持品には必ず記名する。
- ・貴重品の持ち込みはご遠慮ねがう。
- ・利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」等は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規定の概要、当事業所の職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。

3 デイケア信成苑は、介護に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、職員の資質向上を図るための研修を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(ア) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(イ) 現任研修 年 1 回

4 デイケア信成苑は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

付 則

この運営規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 16 年 7 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 19 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規定は、平成 26 年 10 月 1 日より施行する。

この運営規定は、令和 5 年 12 月 1 日より施行する。